

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.2
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い歯科でも実施

電話等を用いた診療を実施した場合の算定について

皆様の日頃のご活躍に敬意を表しますとともに、当会の諸活動へのご理解とご協力に厚くお礼申し上げます。また、連日の新型コロナウイルス感染拡大防止へのご対応に深謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることを鑑みた時限的・特例的な対応として、厚生労働省から4月27日付で発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15）」において、歯科医療機関でも電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合の診療報酬の取扱いが示されましたので、以下に掲載します。

問1 電話や情報通信機器を用いて初診を行うことが可能であると歯科医師が判断した場合、初診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) A000 初診料 1 歯科初診料、2 地域歯科診療支援病院歯科初診料のいずれを算定している保険医療機関であっても、C000 歯科訪問診療 3（注の加算を含む。）を算定する。なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問2 電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において歯科疾患の療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合、再診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) 施設基準の届出状況に応じて対面診療において医療機関が算定していた A002 再診料 44 点、53 点、73 点をそれぞれ算定する。なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問3 歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療の算定対象は、原則として処方を行ったものか。

(答) そのとおり。

問4 B000-4 歯科疾患管理料、B002 歯科特定疾患療養管理料を算定している定期受診患者に対して、電話等再診で歯科診療を行った場合に、どのような管理料が算定できるか。

(答) いずれの患者に対しても B001-3 歯周病患者画像活用指導料及び B004-6-2 歯科治療時医療管理料の合計 55 点を月 1 回に限り算定する。なお、B001-3 歯周病患者画像活用指導料については、1 枚撮影したものとして算定する。

問5 B000-4 歯科疾患管理料を算定していた患者で歯周病以外の口腔疾患を管理していた場合においても、B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

問6 口腔内カラー写真を撮影していない場合であっても B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

問7 A000 初診料 1 歯科初診料の注1の施設基準に規定する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合に、当該施設基準の届出を辞退する必要があるか。

(答) 届出を辞退する必要はない。ただし、可能な範囲で実施し、実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講する。

※詳細は厚生労働省のサイトをご参照下さい。↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html